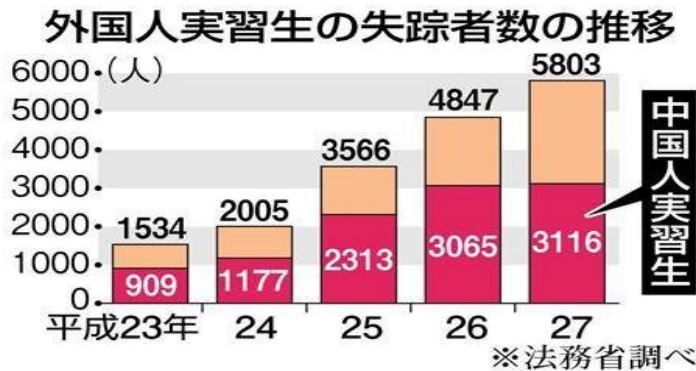


月例発信 《負の側面》

技能実習生の現状「中国の認識」

働きながら技術を学ぶ「技能実習制度」で来日した外国人の失踪が昨年5800人を超え、過去最多に上ったことが平成28年11月30日、法務省への取材で分かりました。



※最新の推移表は記事後半に別添します。

全体の約半分が中国人で、ベトナム人は2番目に多いとのこと。多くが不法滞在となっているとみられ、国内の治安にも影響を与えかねないことから、捜査当局は警戒を強めているとのこと。

法務省によると、昨年失踪した技能実習生は5803人で、これまで最も多かった一昨年の4847人を約千人上回った。失踪者数は23年に1534人だったが年々増加しており、5年間で4倍弱となった。

2015年の失踪者を国別にみると、中国が3116人で最も多く、ベトナム(1705人)、ミャンマー(336人)と続いた。JITCOへの届け出数でみるとベトナム実習生の失踪は2014年には※787人で、1705人という結果は衝撃的と言えます。

厚生労働省によれば、技能実習制度は「技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的」としている。しかし、中国ではこの制度の主旨は建前に過ぎないと報じるメディアも少なくない。

中国メディアの今日頭条はこのほど、日本企業は人手不足を補う労働力として実習生を利用しているとし、技能実習生としての経験がある中国人の感想を紹介している。

記事はまず最初に2009年から技能実習生として日本で働いた経験がある中国人の声として、時給840円で1日8時間労働、土日は休みで恋愛を楽しむ余裕さえあったと説明。日本の3年間は「とても楽しかった」と感じていることを紹介した。

このように、本来の趣旨のもとで働く技能実習生もいるが、すべてがそうではないとし、別のある中国人実習生は3年間で30万元(約495万円)も稼げると聞いて日本にやって来たとする一方、この話が嘘だったことが分かり、失踪し、他の企業で不法就労を始めたと説明した。また、この実習生の経験によれば、この種の不法就労は建設業界に多く、企業側は合法ではないと知っていても働き手を必要としているため偽の在留カードでも黙認すると説明した。さらに別の中国人から住居を又借りすることにより、合法的な在留資格がなくても日本で生活できるという点も紹介したが、いつ退去強制させられるか分からないという不安を常に感じると感想を紹介している。

改善策とは「認識の違いを是正する」

中国人実習生の失踪が多いのは、実習生本人の認識違いに起因する。常識や社会のルールを理解しておらず、自身の都合の良い解釈のまま物事が進み結果、社会保険や厚生年金、所得税、寮費や水道光熱費など様々な費用が控除されて、手取り金額が聞いていた金額と違うなど被害者妄想が膨らんでいき、こんな会社で働いていても騙されるだけだと、隣のウチの芝生が青く見え始め失踪する。

- ◆ 食費などの生活費も思っていた以上にかかり、このままでは思うように貯蓄できない。家族などに見栄を張り豪語してきた送金ができないと自分のメンツにかかわる。
- ◆ インターネットや日本の求人紙などをみていると、明らかに自分より高い時給で募集が出ている。時給額がすべてではなく福利厚生の違いがあることや、勤務形態が派遣(時給が高額設定)などの場合、十分な勤務日数が確保されない(明日お休みでいいからなどと仕事自体させてもらえない)現実をわかっていない。
- ◆ 母国だけでなく、日本国内にも、同郷の徒を騙して身勝手な利益を獲得しようとする悪い外国人も多く存在することを、来日したての技能実習生たちはわかっていない。

この認識に関する相違部分について、組合(監理団体)や送り出し機関、また受入企業が十二分に事前説明、ケアを徹底する必要があるが、実際はできていない場合が多い。この点は自浄作用に頼るのみで改善することは難しいため、監査担当機関によって取り締まりを行う必要があり、厳しい監督指導によって改善するしかない。

別添資料

技能実習生の失踪者数の推移

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カンボジア	-	-	-	58	284	656
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
その他	201	304	377	336	346	400

(注1)「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成24年から平成26年は「その他」に含まれる。